

総合地球環境学研究所実験施設利用規則

平成 25 年 7 月 23 日 制 定
規則第 82 号
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の実験施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「実験施設」とは、本館地下 1 階の実験室 1～18、危険物室 1～3、ボンベ室及びそれらに付帯する設備、機器等をいう。
- 二 「共通機器」とは、研究者等が共同で利用する機器として研究基盤国際センターが管理するものをいう。

(管理)

第 3 条 実験施設の利用に係る管理運営は、実験施設委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 実験施設の維持管理に係る実務は、研究基盤国際センター計測・分析室（以下「室」という。）が行う。

(利用申請資格)

第 4 条 実験施設の利用申請資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 研究所の職員（契約職員及びパートタイム職員を含む）
- 二 研究所の名誉教授、客員教員及び外来研究員
- 三 研究プロジェクトに参画する研究所外の研究者、大学院生及び大学生
- 四 研究プロジェクト以外の共同研究等に参画する研究所外の研究者、大学院生及び大学生
- 五 その他所長が適当と認めた者

(利用の種類)

第 5 条 実験施設の利用の種類は、次のとおりとする。

- 一 実験施設を利用しようとする者（以下「実験施設利用者」という。）が設備及び計測・

- 分析機器等を利用して計測・分析等を含む各種実験作業を行う場合
- 二 実験施設利用者が試料等を保管する場合
 - 三 その他所長が特に必要と認めた場合

(実験施設利用申請)

- 第6条 実験施設利用者は、年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、あらかじめ所定の申請書を室を通じ、所長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 実験施設利用者のうち、第4条第三号あるいは第四号に該当する者が研究所外の経費を用いて研究を行う場合は、あらかじめ臨時共同研究計画書を提出しなければならない。
 - 3 所長は、前項の申請を承認したときは、利用条件を明示して、室を通じ、実験施設利用者に通知するものとする。

(利用講習会)

- 第7条 所長は、必要と認めるときは、実験施設利用者に設備、機器等の利用講習会の受講を義務づけることができる。

(共通機器利用申請)

- 第8条 共通機器のうち別に定める機器を利用しようとする者（以下「共通機器利用者」という。）は、あらかじめ所定の申請書を室を通じ、所長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 所長は、前項の申請を承認したときは、利用条件を明示して、室を通じ、共通機器利用者に通知するものとする。

(共通機器利用条件)

- 第9条 共通機器利用者は、次の各号に掲げる利用条件を承知の上、前条の利用申請を行うものとする。
- 一 共通機器利用者は、室の担当者の指示に従って、共通機器を利用すること。
 - 二 分析試料の搬入及び搬出は、すべて共通機器利用者が行うこと。
 - 三 所長が受入れできないと判断した分析試料の持ち込みは認められない。

(優先順位)

- 第10条 共通機器利用の承認に係る優先順位は、原則として次の各号の順序とする。
- 一 プロジェクト経費で実施する共同研究
 - 二 研究基盤国際センターの経費で実施する共同研究
 - 三 人間文化研究機構から配分された経費で実施する共同研究
 - 四 研究所で受け入れた科学研究費補助金、寄附金、受託研究等の外部資金による研究

五 研究所外の経費で実施する研究

六 その他

- 2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要があると認めるときは、委員会の議を経て、優先順位を変更することができる。

(経費の負担)

第 11 条 実験施設利用者は、実験施設の利用に係る経費を実験施設利用負担金（以下「利用負担金」という。）として負担しなければならない。

- 2 利用負担金は、実験施設の共通的に要する消耗品等の費用及び共通機器の維持管理に要する修理、部品、消耗品等の費用に充てる。
- 3 利用負担金の額及びその負担の方法は、別に定める。

(論文等の公表の取扱い)

第 12 条 実験施設利用者は、実験施設を利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等の実験施設を利用した旨を明記し、公表後速やかに当該論文等の写しを室を通じ、所長に送付するものとする。

(機密保持)

第 13 条 所長及び実験施設利用者は、測定で得られたデータ、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができる。

(損害賠償)

第 14 条 実験施設利用者は、故意又は重大な過失により、実験施設を滅失し、毀損し、又は汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償し、原状に復さなければならない。

(安全管理)

第 15 条 実験施設利用者は、関係法令及び別に定める諸規定等を遵守して、安全確保に努めるものとする。

- 2 室長は、実験施設における安全管理の責任者として、実験施設利用者に対する教育及び指導を行う。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、実験施設の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。